



レディーミクストコンクリートの使用に係る取扱いについて（通知）

技術基準の種類：技術管理
通知日：平成 8 年 3 月 2 9 日

管第 1 1 0 6 号
平成 8 年 3 月 2 9 日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

レディーミクストコンクリートの使用に係る取扱いについて（通知）

このことについては、平成 2 年 3 月 2 9 日付発管第 2 4 4 号外に基づく 要領 1 ～ 要領 3 により取り扱っているところですが、このたび J I S の改正等にもない下記のとおり変更しますので、適正に取り扱われるよう貴課、貴事務所職員へお知らせください。

記

【使用に係る取扱い】

- (1) J I S 表示許可工場で製造するレディーミクストコンクリートで J I S 規格に規定されるレディーミクストコンクリート（ J I S 規格品）を使用する場合は、 要領 1 による。
- (2) J I S 表示許可工場で製造するレディーミクストコンクリートで J I S 規格に規定されないレディーミクストコンクリート（ J I S 規格外品）、及び J I S 表示許可工場以外の工場で製造するレディーミクストコンクリートを使用する場合は 要領 2 による。

要領 1

J I S 表示許可工場【 J I S 規格品】（ J I S A 5 3 0 8 ）

- (1) 生コン工場は、年度当初に各事務所管内で使用する J I S 規格に規定されるレディーミクストコンクリート（別紙 1）について、レディーミクストコンクリート使用願（様式 - 1）及び添付資料 2 部を各事務所長に提出する。
各事務所長は、この内容を審査し適切であると認めた場合、願出書類一式の表にレディーミクストコンクリート使用承諾証明書（様式 - 2）を添付し、承諾を与えることとする。

使用願（様式 - 1）、添付資料（ 2 部）

生コン工場

（ J I S 表示許可工場）

各事務所長

使用承諾証明書（様式 - 2）、願出書類一式

- (2) 請負者は、承諾を得た上記の生コン工場のレディーミクストコンクリートを使用するときは、レディーミクストコンクリート使用届（様式 - 3）、レディーミクストコンクリート配合報告書（様式 - 4）及びレディーミクストコンクリート使用承諾証明書（様式 - 2）の写しを添付し監督員に提出するものとする。
- なお、この場合、配合設計書等の使用願添付資料を省略することができる。

呼び強度、スランブ、
骨材の最大寸法を設計
図書に掲載

監督員

買入れ依頼

←-----→ 請負業者 -----→ 生コン工場
----- (J I S 表示許可工場)

使用届（様式 - 3）

配合報告書（様式 - 4）

使用承諾証明書（様式 - 2）の写し

（ 1 部）

配合報告書（様式 - 4）

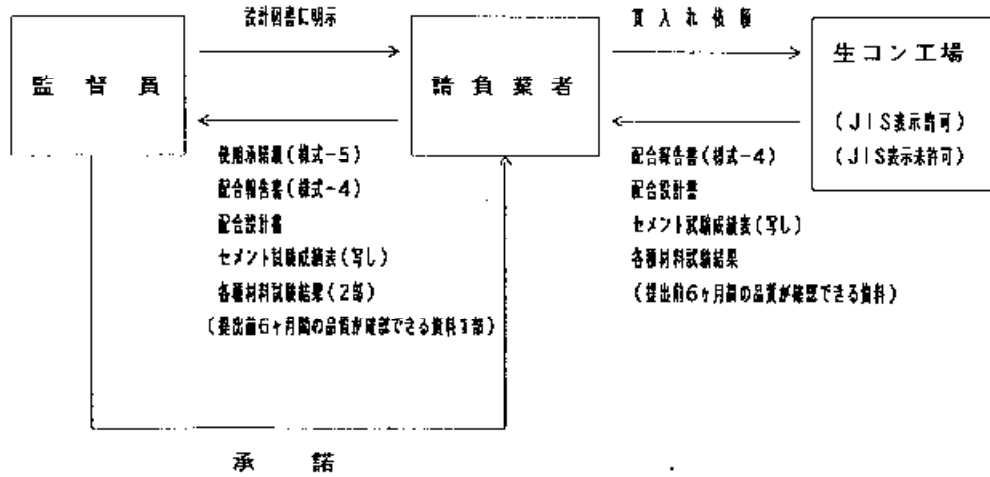
使用承諾証明書（様式 - 2）の写し

(3) 適用

- (1) 要領 1 （ 1 ）により承諾を得たものは、 1 年間有効とする。
ただし、内容に変更のあった場合、その都度、速やかに同要領によるものとする。
- (2) 生コン工場は、各種試験結果（ 1 部）を 1 ヶ月ごとに各事務所長に提出するものとする。
各種試験結果には、セメント試験成績表（別紙 2）の写し又は、レディーミクストコンクリート審査事項に定めるセメント受入検査方法による資料あるいはこれに準ずる資料を含み、提出にあたっては、最新のものを提出するものとする。
なお、アルカリ骨材試験結果については、最新のものを提出するものとする。
- (3) 生コン工場が、年度途中で日本工業規格表示許可を取得した場合、《要領 1》
(1) に準じて承諾を得ることとする。
なお、有効期限については、次年度の提出時期までとする。

要領 2

- J I S 表示許可工場の J I S 規格外品及び J I S 表示許可工場以外の工場で製造するレディーミクストコンクリート
- (1) 請負者は、表記のコンクリートを使用する場合、レディーミクストコンクリート使用承諾願（様式 - 5）、レディーミクストコンクリート配合報告書（様式 - 4）、セメント試験成績表（写し・別紙 2）又は、レディーミクストコンクリート審査事項に定めるセメント受入検査方法による資料あるいはこれに準ずる資料、配合設計書及び各種試験結果を監督員に提出し、承諾を得なければならない。



J I S 表示許可工場の J I S 規格外品で、使用する全部の各種材料が要領 - 1 にしたがって承諾され、かつ 1 ヶ月毎に各種試験結果を土木事務所長に提出されている各種材料と同一の場合には、請負者が監督員に提出する各種材料試験結果の提出を省略することができるものとする。

この場合、使用承諾願の記の表の下に次のとおり記入する。

「各種材料試験結果は、平成○年○月○日付（文書番号）で○○事務所長から承諾された使用承諾願の材料と同一につき、省略します。」

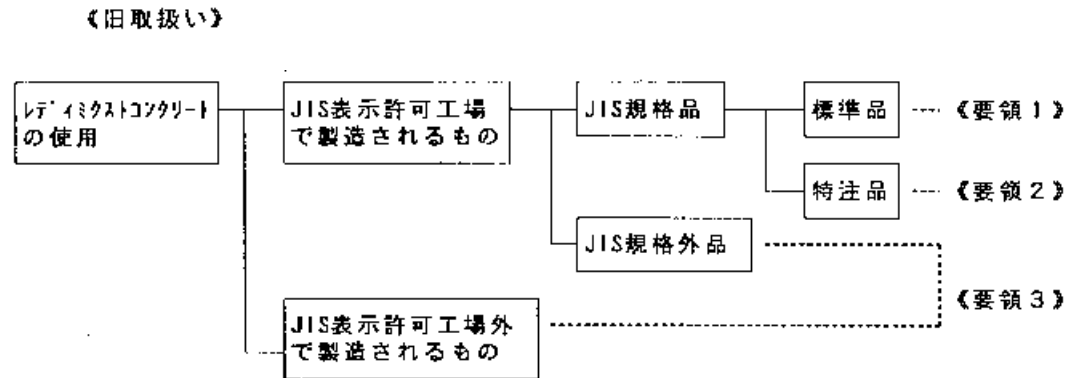
- (2) 監督員は、請負者より J I S 表示許可工場以外の工場で製造したレディーミクストコンクリートを使用したいため、使用承諾願の提出があった場合、J I S A 5 3 0 8 レディーミクストコンクリートの呼び強度の 1 ランク上位の基準を満足したものに限り承諾することができる。
- (3) 各種材料
- (1) 骨材（粗骨材、細骨材）
アルカリ骨材試験結果を含む。
 - (2) 混和材料（混和剤、混和材）

【今回の改訂概要】

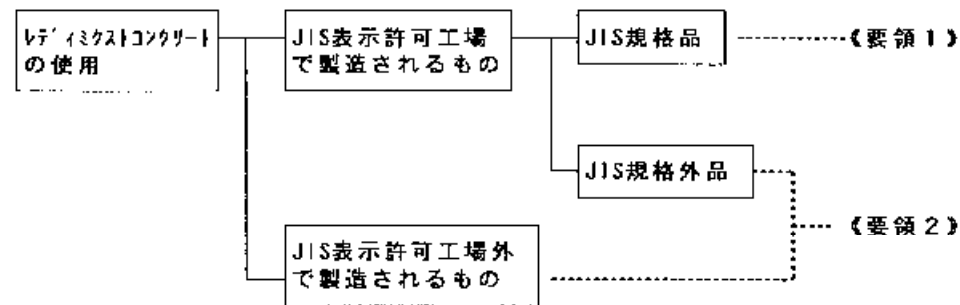
1 取扱いの方法

JISで規定されていた「標準品」、「特注品」等の規格がJIS改正等により廃止されているため、JIS規格に合わせて取扱いを定めた。

《旧取扱い》



《改訂後の取扱い》



2 その他の改正

- JIS規格で定められる様式等に合わせて、各種様式を変更した。